

全国医学部長病院長会議

「大学医学部・大学病院に勤務する臨床系教員の働き方改革に関する提言」骨子

大学医学部・大学病院は、教育・研究活動とともに地域の医療提供体制のかなめの役割を果たしている。その役割を果たすため、大学医学部・大学病院に勤務する臨床系教員は、これまで、長時間労働を前提とした人員配置や業務配分で教育・研究・診療の各分野の業務を並行的に遂行してきた。臨床系教員の働き方改革においては、研究者としては、創造的な研究活動が可能な勤務環境の確保が重要であり、臨床医としては、医療の質と安全性の確保、医師個人の健康確保のための労働時間管理が必要になる。**研究者としてのアクティビティの確保は、将来にわたるわが国の医学医療の発展向上の基盤を確保するために、必要不可欠であり、それを実現可能な制度設計が求められている。**

臨床系教員本人の裁量の幅が比較的広い研究者としての働き方と、患者の状況等に応じた対応が必要な臨床医としての働き方という二重性を前提として、両立可能な方策に基づいて進められる必要がある。

● 提言：

- **臨床系教員の労働時間の上限：**臨床系教員の時間外労働時間の上限は、今後、医師全体の労働時間上限の範囲内で迅速に削減される必要がある。当面は、教育・研究に従事する時間を含めて「地域医療確保暫定特例水準」の範囲内とされるべきである。
- **臨床系教員の勤務形態：**大学医学部・大学病院がその役割を果たすと同時に臨床系教員の働き方改革を実現するためには、臨床業務の比重が高い一般の病院とは異なる労働時間管理が必要である。専門業務型裁量労働制を基本とし、**実労働時間及びその内容の厳密な把握に基づいて、労働時間全体がみなし労働時間と大きく乖離しないように管理可能な体制を、新たな制度の創設も含めて検討する必要がある。**その体制においては時間外の教育・臨床業務に対しては適正な処遇を行うこと、格段の健康確保措置を行うことが必要と考えられる。
- **診療に従事する大学院生の労働時間管理：**診療に従事する大学院生の労働時間管理においては、臨床系教員に準じた健康確保措置が行われる必要がある。
- **臨床系教員自身による労働時間の把握と健康管理への支援**
 - ◇ 上記のような働き方を適正に実施するためには、臨床系教員自身が自らの勤務状況を適切に把握し、業務の調整を行うこと、そしてそれを本務先の管理者が適切にモニターし、必要な健康確保措置を含む対応を迅速に実施することが必要である。
 - ◇ 複数の施設（医学部・大学病院・その他の医療機関）での勤務が常態的となっている現状を考慮すると、教員自身がその実情を適正かつ効率的に把握可能なシステムの提供、業務調整の相談・指導制度、健康確保措置の系統的な整備等の支援体制の整備が必要である。